

昭和四十五年法律第二十号

昭和四十五年法律第二十号  
建築物における衛生的環境の確保に関する

目次

## 第一章 総則（第一条—第三条）

## 第二章 特定建築物等の維持管理（第四条—第

第三章 建築物における衛生的環境の確保に関する事務の登録（第十二条の二一第十七条）

する事業の登録（第十二条の二、第十二条の五）

第四章 登録業者等の団体の指定（第十二条の六—第十二条の九）

## 第五章 雜則（第十二条の十一 第十四条） 第六章 罰則（第十四条の二一 第十八条）

附則 第一章 總則

**第一条** この法律は、多数の者が使用し、又は利  
**(目的)**

用する

（二）建物の衛生的環境の確立に関する事項等を定めることにより、その建築物において衛生的な環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

**第二条** この法律において「特定建築物」とは、第一号、二号、三号、四号、五号、六号の建築物を指す。

興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建

**建築物**（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一  
号）第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下

同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配

慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

**第三条** 保健所は、この法律の施行に関し、次の（保健所の業務）

業務を行なうものとする。

維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普及を図ること。

二、多數の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行なうこと。

第一章 特定建築物等の維持管理

建築物環境衛生管理基準

**第四条** 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有

するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従つて当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従つて当該建築物の維持管理をするよう努めなければならない。

（特定建築物についての届出）

**第五条** 特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物が使用されるに至つたときは、その日から一箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この章並びに第十三条第二項及び第三項において同じ。）に届け出なければならない。

2 前項の規定は、現に使用されている建築物が、第二条第一項の政令を改正する政令の施行に伴い、又は用途の変更、増築による延べ面積の増加等により、新たに特定建築物に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、前項中「当該特定建築物が使用されるに至つたとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなつたとき」と読み替えるものとする。

3 特定建築物所有者等は、前二項の規定による届出事項に変更があつたとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から一箇月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（建築物環境衛生管理技術者の選任）

**第六条** 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるよう監督をさせるため、厚生労働省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を

2 建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれるようにするため必要があると認めることは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに對し、意見を述べることができる。この場合においては、当該権原を有する者は、その意見を尊重しなければならない。  
**(建築物環境衛生管理技術者免状)**

3 第七条 建築物環境衛生管理技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、厚生労働大臣が交付する。

一 厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有する者に対する者は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を行なわないことができる。

二 建築物環境衛生管理技術者試験に合格した者

1 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を行なわないことができる。

第三項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年の課程を修了したもの

4 第八条 厚生労働大臣は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者について、前項の処終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないもの

5 第九条 厚生労働大臣は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者が、この法律又はこの法律に基づく处分に違反したときは、その建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ずることができる。

都道府県知事は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者について、前項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に申し出なければならぬ。省令で定める。

**(登録)**

**第七条の二** 前条第一項第一号の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、講習会を行おうとする者の申請により行う。

**(欠格条項)**

**第七条の三** 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第一項第一号の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録基準）

**第七条の四** 厚生労働大臣は、第七条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表の上欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であること。

二 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が前号の科目を教授するものであること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にあらる者又はこれらの職にあつた者

ロ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修め同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

登録は、講習機関登録簿に登録を受ける者の氏名又は名称、住所、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。

**(登録の更新)**

**第七条の五** 第七条第一項第一号の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとに

（講習会の実施義務）

第七条の六 第七条第一項第一号の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）は、正當な理由がある場合を除き、毎事業年度、講習会の実施に関する計画を作成し、これに従つて講習会を行わなければならない。

第七条の七 登録講習機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法により講習会を行わなければならぬ。

第七条の八 登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
（業務規程）

第七条の九 登録講習機関は、講習会の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、講習会の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
（業務の休廃止）

第七条の十 登録講習機関は、講習会に關する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならぬ。  
（業務の休廃止）

第七条の十一 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに當業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における）の更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

る當該電磁的記録を含む。次項及び第十八条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

講習会を受講しようとする者その他の利害關係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

**第七条の十一** 厚生労働大臣は、登録講習機関が第七条の六第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

**第七条の十二** 厚生労働大臣は、登録講習機関が第七条の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対して、講習会を行うべきこと又は講習会の実施方法その他の業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

**第七条の十三** 厚生労働大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習会の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第七条の六第三項、第七条の七から第七条の九まで、第七条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第七条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第七条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第七条第一項第一号の登録を受けたとき。  
(帳簿の備付け)

**第七条の十四** 登録講習機関は、厚生労働省令で定めることにより、帳簿を備え、講習会に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告、検査等)

**第七条の十五** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、登録講習機関の業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

**第七条の十六** 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第七条第一項第一号の登録をしたとき。

二 第七条の七の規定による届出があつたとき。

三 第七条の九の規定による届出があつたとき。

四 第七条の十三の規定により第七条第一項第一号の登録を取り消し、又は講習会の業務の停止を命じたとき。

**第八条** 建築物環境衛生管理技術者は、建築物の維持管理に関する環境衛生上必要な知識について行なう。

(建築物環境衛生管理技術者試験)

**第二条** 建築物環境衛生管理技術者試験は、厚生労働大臣が行なう。

厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができ行わないものとする。

5 建築物環境衛生管理技術者試験は、二年以上  
6 厚生労働省令で定める実務に従事した者でなければ、受けことができない。

2 建築物環境衛生管理技術者試験の科目、受験手続その他建築物環境衛生管理技術者試験に関する事項は、厚生労働省令で定める。

(建築物環境衛生管理技術者試験委員)

2 第九条 試験事務を行わせるため、厚生労働省に建築物環境衛生管理技術者試験委員を置く。ただし、前条第三項の規定により指定試験機関にて試験事務の全部を行わせることとした場合は、この限りでない。

2 建築物環境衛生管理技術者試験委員は、厚生労働大臣が、その職員又は学識経験のある者の中から任命する。

3 前二項に定めるもののほか、建築物環境衛生管理技術者試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(指定試験機関の指定)

2 第九条の二 第八条第三項の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、申請者が、一般社団法人又は一般財團法人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する者でなければ、第八条第三項の指定をしてはならない。

(役員の選任及び解任)

2 第九条の三 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む)若しくは第九条の第五第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

2 第九条の四 指定試験機関は、試験事務のうち、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受ける者として必要な知識を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 前条第一項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(試験事務規程)

第九条の五 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不适当となつたと認めるときは、指定試験機関に對し、これを変更すべきことを命ずることができ（秘密保持義務等）。

第九条の六 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれららの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他、他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九条の七 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(試験事務の休廃止)

第九条の八 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第九条の九 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九条の二第二項の厚生労働省令で定める要件に該当しなくなつたとき。

二 第九条の三第二項（第九条の四第三項において準用する場合を含む。）、第九条の五第三項又は第九条の七の規定による命令に違反したとき。

三 第九条の四第一項若しくは第二項又は前条の規定に違反したとき。

四 第九条の五第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

(厚生労働大臣による試験の実施)

第九条の十 厚生労働大臣は、指定試験機関が第九条の八の規定による厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条の規定により厚生労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

(帳簿の備付け)

第九条の十一 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(報告、検査等)

第九条の十二 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、その業務に關して必要な報告をさせ、又はその職員に、その業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(報告、検査等)

第九条の十三 厚生労働大臣は、次の場合には、官報に公示しなければならない。

2 第八条第三項の指定をしたとき。

二 第九条の八の許可をしたとき。

三 第九条の九の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 第九条の十の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は同条の規定により厚生労働大臣が自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

(受験手数料)

第九条の十四 建築物環境衛生管理技術者試験を受けようとする者は、国（指定試験機関が試験事務の全部を行う場合にあつては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた試験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(厚生労働省令への委任)

第九条の十五 この法律に規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(帳簿書類の備付け)

第十条 特定建築物所有者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定建築物の維持管理に關し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておかなければならない。

(報告、検査等)

第十一条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行における建築物において、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、特定建築物に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件若しくはその維持管理の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。

(報告、検査等)

第十二条 都道府県知事は、厚生労働省令で定める場合において、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこない、又はそこなうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるとときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、当該維持管理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事態がなくなるまでの間、当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限することができること。

(改善命令等)

第十三条 都道府県知事は、厚生労働省令で定める場合において、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこない、又はそこなうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるとときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、当該維持管理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事態がなくなるまでの間、当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限することができること。

(登録)

第十四条 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録

一 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

二 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

三 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業

(事業)

(事業)

四 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業

(事業)

五 建築物の排水管の清掃を行う事業

(事業)

六 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業

(事業)

七 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

八 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業

(事業)

九 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

十 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

十一 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業

(事業)

十二 建築物の貯水槽の清掃を行う事業

(事業)

十三 建築物の排水管の清掃を行う事業

(事業)

十四 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業

(事業)

十五 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

十六 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

十七 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

十八 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

十九 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

二十 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

二十一 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

二十二 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

二十三 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

二十四 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

二十五 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

二十六 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

二十七 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

二十八 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

二十九 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

三十 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

三十一 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

三十二 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

三十三 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

三十四 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

三十五 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

三十六 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

三十七 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

三十八 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

三十九 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

四十 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

四十一 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

四十二 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

四十三 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

四十四 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

四十五 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

四十六 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

四十七 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

四十八 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

四十九 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

五十 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

五十一 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

五十二 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

五十三 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

五十四 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

五十五 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

五十六 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

五十七 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

五十八 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

五十九 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

六十 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

六十一 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

六十二 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

六十三 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

六十四 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

六十五 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

六十六 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

六十七 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

六十八 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

六十九 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

七十 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

七十一 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

七十二 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

七十三 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

(事業)

七十四 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)

七十五 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

(事業)

七十六 建築物における空気環境の測定を行う事業

(事業)</p





**第六百六十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれとこれとの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

庄師、はり師、きゅう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十一条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と畜場法第二十七条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十五条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求について（国等の事務）は、なお從前の例による。

**(手数料に関する経過措置)**  
**第一百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

**(罰則に関する経過措置)**

**第一百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二百六十一條 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「处分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該处分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該处分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

2 のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。（不服申立てに関する経過措置）

第三条

附則（平成二年二月四日法律第  
一五六号）  
第一条（施行期日）この法律は、平成十四年四月一日から施行する。  
(経過措置)

第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百一十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

(施行期日)  
一六〇号  
批

種等を甚多く相話し、その結果に基いて必要な措置を講ずるものとする。

**第二百五十九条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討して、その結果に基づいて、

104

される場合を含む。)により受けている同項第六号に掲げる事業に係る登録は、当該登録を受けている者が当該登録に係る営業所について新法第十二条の二第一項第八号に掲げる事業に係る同項の登録を受けたときは、附則第三条の規定によりなるその功力を有することとする。

なおその効力を有することとされる同法による改正前の第十二条の「第一項」と、表示又は登録建築物環境衛生一般管理業の表示又はこれら」とする第六条旧法第十二条の「第一項の規定（附則則則）三条の規定によりなおその効力を有することと

する衛生行政の研究に関する法律の一部を改定する法律（平成十三年法律第二百五十六号）附則第三条の規定によりなおその効力を有する」ととされる同法による改正前の第十二条の二（第一項第六号）と、「同項」とあるのは「第十二条の二第一項又は同法附則第三条の規定により

**第五条** 旅行日から起算して六年間に  
二条の十二条の二第一項各号」とある  
二条の十二条の二第二条の二第一項各号又は建築物において  
する者主たる環境の確保に周囲の去津の一部を取

**第四条** この法律による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「新法」という。）第十二条の六の規定の適用についての規定は、旧法第十二条の二第一項の規定（前条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）により同項第六号に掲げる事業に係る登録を受けている者は、新法第十二条の二第一項の規定により同項第八号に掲げる事業に係る登録を受けている者とみなす。



ねずみ、昆虫等の防除

八時間